

船橋市小規模施設修繕業務登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市が発注する施設の小規模な修繕業務の登録事務について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる業務)

第2条 対象となる施設の小規模な修繕業務（以下「小規模施設修繕」という。）とは、その内容が簡易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるもので、1件の予定価格が30万円未満の随意契約とする。

(登録の資格)

第3条 小規模施設修繕に関し登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 法人にあっては主たる事務所を、個人事業者にあっては住所及び事業所を市内に有している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定の適用を受けていない者
- (3) 建設工事入札参加有資格者名簿に登録されていない者
- (4) 国税及び市税を完納している者
- (5) 自ら施工ができる者

2 船橋市小規模施設修繕業務有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）のほか委託業務競争入札資格者名簿に登録をしようとする者は、入札参加資格審査の申請において、営業種目に係る第1希望を「施設修繕」としなければならない。

(登録の申請)

第4条 小規模施設修繕を受注しようとする者は、船橋市小規模施設修繕業務登録実施要領（以下「登録実施要領」という。）により、必要な書類を添付して申請しなければならない。

(登録名簿の作成等)

第5条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、有資格者名簿を作成するものとする。

2 前項の規定により、有資格者名簿を作成したときは、これを公表するものとする。

(登録の申請時期等)

第6条 登録の申請は、次に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める期間までに行うものとする。

- (1) 当初申請 2年ごとの登録実施要領に定める期間
 - (2) 随時申請 登録実施要領に定める日から毎月10日（当該期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）までの期間。ただし、有効期間の末日の属する年度は、12月10日までの期間とする。
- 2 有資格者名簿の登録日は、次に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
- (1) 当初申請 申請があつた年度の翌年度の4月1日
 - (2) 随時申請 審査し、適當と認めた翌月1日
- 3 登録の有効期間は、次に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
- (1) 当初申請 有資格者名簿の登録日から2年間
 - (2) 随時申請 有資格者名簿の登録日から当初申請の有効期間の満了日
(受注者の選定)

第7条 受注者の選定は、原則として有資格者名簿から選定するものとする。

(登録事項の変更)

第8条 有資格者名簿に登録された者（以下「登録者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地若しくは住所又は電話番号等を変更したとき。
- (2) 法人名又は氏名若しくは代表者を変更したとき。
- (3) 営業を休止し、又は廃止したとき。
- (4) 登録の取り消しをしたいとき。

(登録の取消し等)

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 提出された書類に故意に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) 契約、営業等に関し、不正又は不誠実な行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により取り消しをしたときは、有資格者名簿から削除する

とともに、その旨を登録者に通知するものとする。

3 船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領の規定は、登録の取消し等についてこれに準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。